

令和6年度広島県困難な状況にある女性の相談窓口周知に向けたWEB広告実施・分析業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県では、令和6年3月に「広島県困難な状況にある女性の支援計画を策定し、県民が、様々な要因により困難な状況にある女性が相談できる窓口や活用できる制度について認知しており、その結果、全ての女性が、困難な状況に陥った時、早い段階で相談することができている状態を目指している。

この目指す姿の達成に向けた今後の広報手法を検討するため、困難を抱える女性のWEB上での検索の傾向や県公式ホームページへの流入経路等を分析する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

(4) 事業予算額

2,000千円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格の確認

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、イの提出期限までにウの必要書類(以下「参加資格確認申請書等」という。)を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

なお、確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

ア 提出先

- ・広島県健康福祉局こども家庭課電子メールアドレス：fukatei@pref.hiroshima.lg.jp
- ・〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県健康福祉局こども家庭課(広島県庁本館5階)
電話(082)513-3173(ダイヤルイン)

イ 提出期限

令和6年10月10日(木) 午後5時

ウ 必要書類

- ① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】
- ② 会社概要説明書【様式2】
- ③ 電子データの保存等に関する届出書【様式3】
- ④ その他必要な書類

エ 提出方法

・アの電子メールアドレスに、ウの必要書類を電子メールで提出すること。

なお、電子メールの件名は「令和6年度広島県困難な状況にある女性の相談窓口周知に向けたWEB広告実施・分析業務参加資格確認申請書等」とし、メール送信後、提出先に電話により到達の確認を行うこと。

・電子メールでの提出が困難な場合には、アの提出先への持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の業務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)による提出も可能とする。ただし、イの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和6年10月11日(金)までに通知する。

なお、参加資格の確認通知を受領した後であっても、下記(4)の企画提案提出届の提出期限までに公告に示す参加資格の要件を満たさなくなった場合又は提出された書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(2) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出期限

令和6年10月10日(木) 午後5時

イ 説明会開催日

令和6年10月15日(火) 午前11時から質疑含め1時間程度

ウ 説明会開催場所

オンラインによる開催(公募型プロポーザル説明会参加申込書の提出があり、参加資格のある事業者等を対象に実施)

エ 参加申出方法

広島県健康福祉局こども家庭課宛に公募型プロポーザル説明会参加申込書【様式4】を電子メール(fukatei@pref.hiroshima.lg.jp)で送付する。

なお、電子メールの件名は「令和6年度広島県困難な状況にある女性の相談窓口周知に向けたWEB広告実施・分析業務説明会参加申込書」とし、メール送信後、提出先に電話により到達の確認を行うこと。

(3) 仕様書等に対する質問及び回答

仕様書等に対する質問は、仕様書等に対する質問書【様式5】により受け付ける。

ア 質問書の提出期限

令和6年10月15日(火) 午後5時

イ 提出方法

(1)アのメールアドレス宛に仕様書等に対する質問書【様式5】を電子メールで提出すること。

その際、件名は「令和6年度広島県困難な状況にある女性の相談窓口周知に向けたWEB広告実施・分析業務に関する質問」とし、メール送信後、提出先(広島県健康福祉局こども家庭課)に電話により到達の確認を行うこと。

ウ 質問への回答日

令和6年10月16日(水)

エ その他

・公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

- ・質問に対する回答は、電子メールにより、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- ・電話や口頭での質問は受け付けない。また、提出期限後の質問書については、原則として回答しない。

(4) 企画提案書の提出期限及び提出方法

2 (1) オの参加資格の確認結果の通知により、参加資格を有するものと確認された者は、イの期限までに、企画提案提出届【様式6】にその他必要書類を添えて提出するものとする。なお、提案は、各者1案とする。

ア 提出先

- ・広島県健康福祉局こども家庭課電子メールアドレス：fukatei@pref.hiroshima.lg.jp
- ・〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県健康福祉局こども家庭課(広島県庁本館5階)
電話(082)513-3173(ダイヤルイン)

イ 提出期限

令和6年10月17日(木) 午後5時

ウ 提出方法

- ・アの電子メールアドレスに、企画提案提出届【様式6】にその他必要書類を添えて電子メールで提出する。

なお、電子メールの件名は「令和6年度令和6年度広島県困難な状況にある女性の相談窓口周知に向けたWEB広告実施・分析業務企画提案書」とし、メール送信後、提出先に電話により到達の確認を行うこと。

- ・電子メールでの提出が困難な場合には、アの提出先への持参又は郵送等による提出も可能とする。ただし、上記イの期限までに必着することとし、提出部数は正本1部、副本7部とする。

エ 必要書類

企画提案書作成要領による。

オ 企画提案公募辞退届の提出

参加資格の確認結果の通知の受領後から委託契約締結までの間に、都合により、企画提案公募を辞退する者、又は公告の2に示す参加資格の要件を満たさなくなった者は、企画提案公募辞退届【様式7】を提出するものとする。

なお、企画提案公募辞退届が提出された場合でも、提出されている関係書類は返却しない。

(5) 企画提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施日時等

ア 実施日時 令和6年10月21日(月)(時間の詳細は、提案者ごとに別途通知する。)

イ 実施場所 オンラインによる開催とする。

ウ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

エ 企画提案書評価基準

「令和6年度広島県困難な状況にある女性の相談窓口周知に向けたWEB広告実施・分析業務企画提案書作成要領」に基づき記載された項目を対象に、「令和6年度広島県困難な状況にある女性の相談窓口周知に向けたWEB広告実施・分析業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき、審査を

行う。

オ 結果の通知

令和6年10月21日(月)に、すべての企画提案書提出者に対し、通知する。

(6) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀提案者として選定されなかった事業者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた事業者は、広島県健康福祉局こども家庭課に対して、その理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和6年10月24日(木)までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和6年10月25日(金)までに、書面により行う。

(7) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(8) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 参加者の負担について

申請書等及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(10) 申請書等及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書等及び企画提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(11) 提出された企画提案書について

ア 提出された企画提案書は、返却しない。

イ 企画提案書は、本業務受託候補者の選考以外に、企画提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

(12) 本県業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(13) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、公募型プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀提案者と、提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当

職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式 1】
- 会社概要説明書【様式 2】
- 電子データの保存等に関する申請書【様式 3】
- 公募型プロポーザル説明会参加申込書【様式 4】
- 仕様書等に対する質問書【様式 5】
- 企画提案提出届【様式 6】
- 企画提案公募辞退届【様式 7】
- 業務委託契約書(案)
- 仕様書
- 企画提案書作成要領
- 公募型プロポーザル審査要領

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局こども家庭課

担 当 増田

メール fukatei@pref.hiroshima.lg.jp

電 話 082-513-3173(ダイヤルイン)